

は 建災防広島

発行所 ☎730-0012

広島市中区上八丁堀8番10号
建設業労働災害防止協会広島支部
TEL (082) 228-8250印刷所 広島市西区東観音町3番8号
中外印刷株式会社
TEL (082) 291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建災防広島」の購読料が含まれています。 3月号

令和2年度

建設業年度末労働災害防止強調月間

期間／令和3年3月1日～3月31日

労働災害防止活動を実施しています!!

建災防では、年度末の労働災害防止を目的に「建設業年度末労働災害防止強調月間」を定め、各分会において2月、3月にかけて安全パトロールを計画しておりましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止をした分会もあり、広島分会と尾道分会で実施しました。

広島分会では、3月4日に東区、西区、南区・安芸地区、中区、東広島市の5つの地区で、小・中学校増築・改修工事、県営住宅新築工事、物流施設新築工事、マンション新築工事2現場を広島中央労働基準監督署、建災防分会役員、安全指導者、地区委員、建災防安全管理士、建災防広島支部職員の総勢50名で特別安全パトロールを実施しました。

今回のパトロールでは、昨年度に墜落・転落や車両系建設機械による死亡災害が発生していることから、「墜落・災害防止」「作業手順の順守」「年度末を控えてあせり、うっかり災害の防止」を安全診断重点事



東区 マンション新築工事



西区 物流施設新築工事



西区 物流施設新築工事



南区・安芸地区 県営住宅新築工事



中区 マンション新築工事



東広島地区 小・中学校増築・改修工事

目 次

○ 建設業年度末労働災害防止強調月間	1	○ 建設業の安全に係る発明・考案等の作品を募集します!	6
○ 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理の強化について	3	○ 労働災害発生状況	7
○ 建設工事一斉監督実施結果	4	○ 講習・行事コーナー（令和3年3月～6月）	8
○ 令和2年度 建設工事一斉監督実施結果	5		

項として、足場の手すり・筋かい・布板等の点検整備、作業床の端部・一般開口部の養生、ローリングタワー・梯子の正しい使用方法、作業手順の遵守状況、朝礼、ミーティング、協議会等の状況について、パトロールを行って良好な事項、改善が望まれる事項や気が付いたことについて意見交換をしました。

どの現場も場内の整理整頓、足場等設備の点検・整備や開口部養生等の墜落・転落災害防止対策及び作業手順、車両系建設機械等の作業計画の作成・周知並びに工事関係者に対する指示・指導、作業間調整等のコミュニケーションは良好に実施されており、この現場では「災害を絶対起こさない」という強い決意が感じられました。

パトロールさせていただいた現場が無事故・無災害で竣工されるよう安全管理活動の継続をお願いしました。

尾道分会では、2月15日、16日に尾道労働基準監督署、安全指導者、視察委員の総勢24名と広島県東部建設事務所担当者の参加により、安全パトロールを実施しました。

15日に世羅地区で公共土木工事2件と因島地区で木造住宅新築工事、墓地災害復旧工事、16日には尾道地区で民間建築工事、公共土木工事と向島地区で公共土木工事2件、2日間で4地区8現場において安全設備、作業状況、安全管理状況等の点検を行いました。

どの現場も現場の整理整頓、足場の設置状況、重機旋回範囲内立入禁止、墜落危険個所の注意喚起表示等の安全掲示物の設置、安全帯等の保護具の使用状況等は良好に実施されており、現場内の作業がしやすい作業環境の工夫や安全書類等の管理が良くできていました。

現場を管理する方々の安全に対する意識の高さが感じられました。特に、書類がタブレットを活用した電子対応されておりました。

安全パトロールを実施した結果、良好な事項、改善が望まれる事項、気が付いたことやタブレットを利用した書類管理に関して意見交換を行いました。

ご協力いただきました関係各位に感謝申し上げます。



世羅地区 河道浚渫工事



因島地区 木造住宅新築工事



因島地区 墓地災害復旧工事



尾道地区 工場新築工事



尾道地区 工場新築工事



尾道地区 道路改良工事

年度末工事の追い込みに向けて現場が輻輳して災害リスクも高まり、重大災害が全国的に多発する時期になります。工期が切迫する現場の安全管理は、忙しくても基本に沿った災害防止対策の徹底をお願いいたします。

会員各位におかれましては、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開され、無事故・無災害で新年度を迎えられますようお願い申し上げます。

 広島労働局長より要請がありました

職場における新型コロナウイルス感染症への 感染予防及び健康管理の強化について

令和3年2月15日

建設業労働災害防止協会広島県支部

支部長 檜山 典英 殿

広島労働局長

緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス
感染症への感染予防及び健康管理について（要請）

平素より、労働行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年2月2日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の延長が決定され、栃木県を除く10都道府県については、3月7日まで緊急事態措置の実施期間が延長されたところです。

また、これに伴って改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、「職場への出勤等」の項目において、従来の取組に加え、「感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。」などの事項が新たに示されたところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たって、事業場において特に留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」について、あらゆる機会を捉え、管内の事業場に対して取組状況の確認を働きかけるとともに、労働局に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を新たに設置し、事業主や労働者の皆様からの相談等への対応に万全を期すことといたしました。

つきましては、貴団体の関係事業場に対し、「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」の設置について周知いただくとともに、各事業場において、リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」（別添）も含めた関連資料【別添参考資料一覧】を活用した職場における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が図られるよう、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

※リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」（別添）及び【別添参考資料一覧】は、建設業労働災害防止協会（建災防）広島県支部ホームページをご参照ください。

広島労働局 監督課からの情報提供

建設工事一斉監督実施結果

(実施期間：令和2年12月1日から令和3年1月15日)

広島労働局 監督課

工事別 対象現場数等	災害復旧工事									左記以外									合計
	土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)			土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)			
監督実施現場数	28			0			1			10			56			0			95
何らかの違反が 認められた現場数	10 (35.7%)			0			0 (0.0%)			2 (20.0%)			36 (64.3%)			0			48 (50.5%)
違反事業場数	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	
	10	9	19	0	0	0	0	0	0	2	1	3	36	68	104	0	0	0	
(違反率)	35.7%						0.0%			20.0%			64.3%					50.5%	

主な事項別の違反状況（違反事業場数）

工事別 違反内容	災害復旧工事									左記以外									合計		
	土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)			土木工事			建築工事			その他 (設備工事等)					
	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計	元請	下請	合計
元請・注文者の 責務、統括管理等	7	0	7	0	0	0	0	0	0	1	0	1	28	0	28	0	0	0	36	0	36
足場・通路・作業床等 (墜落防止措置)	4	7	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	34	53	0	0	0	23	41	64
車両系建設機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	10	10	0	0	0	0	11	11
クレーン等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	1	2	3
作業主任者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	5	0	0	0	2	3	5
就業制限	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別教育、 雇入時教育等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感電防止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	9	0	0	0	2	7	9
粉じん、有機溶剤等 労働衛生関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2
その他（安衛法）	1	2	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	7	13	20	0	0	0	9	15	24

令和2年度 建設工事一斉監督実施結果

(実施期間：令和2年12月1日～3年1月15日)

広島労働局

違反状況等（条文）			違反件数
元方事業者・注文者の措置義務違反			64
安衛法29 条 1項	元方事業者の講ずべき措置等		32
安衛則98 条の2 2項	[安101- -2]	法令等の周知の方法等	1
安衛則635条 1項	[安 30- -1]	協議組織の設置及び運営	1
安衛則638条の3	[安 30- -1]	計画の作成	1
安衛則638条の4	[安 30- -1]	関係請負人の講ずべき措置についての指導	1
安衛則646条	[安 31- -1]	型わく支保工についての措置	1
安衛則653条 1項	[安 31- -1]	物品揚卸口等についての措置	5
安衛則654条	[安 31- -1]	架設通路についての措置	1
安衛則655条 1項	[安 31- -1]	足場についての措置	11
安衛則655条 1項	[安 31- -1]	丸太・鋼管足場の壁つなぎ	2
安衛則655条 1項	[安 31- -1]	足場の作業床	5
安衛則655条の2 1項	[安 31- -1]	作業構台についての措置	2
安衛則655条の2 2項	[安 31- -1]	足場についての措置	1
作業主任者違反			6
安衛則16 条 1項	[安 14- -]	作業主任者の選任	1
安衛則18 条	[安 14- -]	作業主任者の氏名等の周知	5
クレーン等による災害防止対策違反			3
クレーン則66条の2 1項	[安 20- -]	作業の方法等の決定等	3
建設機械等による災害防止対策違反			18
安衛則86 条 1項	[安 88- -1]	計画の届出等	4
安衛則90 条	[安 88- -3]	仕事の範囲	1
安衛則155条 1項	[安 20- -]	作業計画（車両系建設機械）	6
安衛則157条 1項	[安 20- -]	転落等の防止（車両系建設機械）	1
安衛則160条 1項	[安 20- -]	運転位置から離れる場合の措置	5
安衛則168条 1項	[安 45- -1]	車両系建設機械の月次点検	1
墜落・飛来崩壊等、足場等関係違反			64
安衛則518条 2項	[安 21- -2]	作業床の設置等	2
安衛則519条 1項	[安 21- -2]	囲い等の設置	6
安衛則519条 2項	[安 21- -2]	囲い等の設置が困難なときの措置	1
安衛則527条	[安 20- -]	移動はしご	1
安衛則530条	[安 21- -2]	立入禁止（墜落等による危険）	2
安衛則537条	[安 21- -2]	物体の落下による危険の防止	1
安衛則539条の2	[安 21- -2]	ライフラインの設置	2
安衛則539条の5	[安 21- -2]	作業計画（ロープ高所作業）	1
安衛則540条 1項	[安 23- -]	通路	5
安衛則552条 1項	[安 20- -]	架設通路	6
安衛則556条 1項	[安 20- -]	はしご道	1
安衛則562条 1項	[安 20- -]	最大積載荷重（足場）	4
安衛則562条 3項	[安 20- -]	最大積載荷重（足場）	3
安衛則563条 1項	[安 20- -]	作業床（足場）	21
安衛則567条 1項	[安 20- -]	点検（足場）	3
安衛則567条 2項	[安 20- -]	点検（足場）	1
安衛則570条 1項	[安 20- -]	鋼管足場	1
安衛則575条の6 1項	[安 20- -]	作業構台についての措置	2
安衛則575条の8 2項	[安 20- -]	点検（作業構台）	1
機械等による危険防止対策違反			14
安衛則28 条	[安 20- -]	安全装置等の有効保持	8
安衛則29 条 1項	[安 26- -]	安全装置の有効設備	1
安衛則117条	[安 20- -]	研削といしの覆い	3
安衛則240条 1項	[安 20- -1]	組立図（型わく支保工）	1
安衛則242条	[安 20- -]	型枠支保工についての措置等	1
爆発・火災等、電気による危険防止対策等違反			10
安衛則263条	[安 20- -]	ガス等の容器の取扱い	1
安衛則329条	[安 20- -]	電気機械器具の囲い等	4
安衛則330条 1項	[安 20- -]	手持型電灯等のガード	1
安衛則338条	[安 20- -]	仮設の配線等	2
安衛則352条	[安 20- -]	電気機械器具等の使用前点検	2
その他の安全衛生関係違反			4
粉じん則27条 1項	[安 22- -]	呼吸用保護具の使用	1
有機則5 条	[安 22- -]	第一種有機溶剤等に係る設備	1
有機則24 条 1項	[安 22- -]	掲示	1
有機則25 条 1項	[安 22- -]	有機溶剤等の区分の表示	1

令和3年度

建設業の安全衛生に係る 発明・考案等の作品を募集します！

本事業は、建設業における安全衛生に係る発明、研究、活動等により、労働災害防止や快適職場の形成等に顕著な功績があった方々を顕彰し、顕彰作品を広く紹介することで、安全衛生に関する意識の高揚を図るとともに、職場の安全衛生管理活動に役立てることを目的としております。

当協会では、労働災害防止等に効果のある作品を募集しております。

1 募集目的

当協会は、建設業の安全衛生に係る発明・研究・活動等により、労働災害防止や快適職場の形成等に顕著な功績があった方々を顕彰し、安全衛生意識の高揚を図るとともに、災害防止等に効果のある作品等を関係者に広く紹介し、職場の安全衛生管理に役立てることを目的に、「顕彰基金による顕彰」制度を設立・運営しております。

来年度においても「顕彰基金による顕彰」の対象となる作品を広く募集します。

2 募集内容

建設業における労働災害防止に効果のある新たな発明・考案、または、疲労やストレスを感じる事が少ない快適職場の形成等に寄与するもので、機械、設備等のハードの分野に限らず、施工技術、小集団活動等、ソフトの分野についても対象とし、日常の作業の中で、労働災害防止等についての創意工夫、地道な努力、前向きな考え方等が見られるもの。

3 応募資格

建設業に従事する者または団体ならびに建設業の安全衛生関係者等

※応募作品の考案者、特許所有者等が明確でないものは応募できません。

4 応募条件

- (1) 現時点においてアイデアだけのものではなく、完成し実際に活用されているもの。
- (2) 一般に広く活用できるという普及性、経済性もち、労働災害防止や快適職場の形成等に貢献することが期待できるもの。
- (3) 作品自体の本質安全が確保され、また、使用上の安全性が認められるもの。
- (4) 製品に独自性のあるもの。

5 応募方法

- (1) 当協会ホームページに応募用紙を掲載いたします。
- (2) 応募用紙には、氏名、会社・団体名、所属部署名、連絡先を明記のうえ、作品の特徴、背景、内容、効果等を具体的にご記入ください。

また、作品内容の説明資料は、写真等を書き込んだCD-ROM等と、印刷したものを応募用紙に添付のうえ、建災防本部業務部普及室までお送りください。
※昨年度までの顕彰作品をホームページで紹介しておりますので、そちらをご参照のうえ、説明資料

を作成してください。

- (3) 応募の締め切りは、令和3年4月末日必着といたします。

6 審査方法

学識経験者、有識者等による審査委員会を設置し、厳正なる審査を行います。

7 賞品

顕彰作品には、顕彰状、楯、副賞が授与されます。

8 顕彰式

来年度の顕彰は、令和3年10月京都府京都市で開催する「第58回全国建設業労働災害防止大会（総合集会）」において行います。

9 顕彰作品および優秀作品の紹介

- (1) 顕彰作品は「全国建設業労働災害防止大会」において大会資料集に概要を掲載します。
- (2) 顕彰作品および優秀作品については、当協会広報誌「建設の安全」およびホームページ等に概要を掲載し全国に紹介します。

10 その他

- (1) 特許、実用新案等に関連のある作品は、その旨明記してください。
- (2) 顕彰作品の文章による紹介に当たっては、印刷等の都合上、多少文章表現を変更させていただくことがあります。
- (3) 応募書類は返却いたしません。
- (4) 顕彰式参加の旅費等については、各自ご負担となりますので、予め御了承ください。
- (5) 個人情報保護法により、お送り頂いた個人情報は、ご応募いただいた作品に関することでの質問、結果発表以外には使用いたしません。

お申し込み・お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会 業務部普及室

住所：〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階
電話：03-3453-8202 FAX：03-3456-2458

参考）令和元年度の顕彰作品及び過去の顕彰作品リスト、応募用紙等をWeb上に掲載しておりますのでご覧ください。

https://www.kensaibou.or.jp/public_relations/invention/index.html

※応募用紙は当協会Webよりダウンロードしてください。

令和元年・令和2年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和3年1月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻き込まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低温 の物との 接 触	有害物 と の 接 触	爆発	感電	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 元年	(2) 111	30	23	22	5	(1) 21	(1) 38	23	4	4	5	2	1	13	25	2	(4) 329
令和 2年	(1) 103	41	18	19	6	26	(1) 38	32	2	11	2	0	2	24	20	10	(2) 354

() 内は、死亡で内数

令和元年・令和2年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和3年1月末)

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和元年			令和2年			増減数	令和元年			令和2年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 ／全産 業(%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	2	916	918	3	950	953	35	1	83	84	2	102	104	20	23.8	10.9
呉	4	285	289	4	267	271	-18	2	31	33		20	20	-13	-39.4	7.4
福 山	7	633	640	2	616	618	-22		63	63		86	86	23	36.5	13.9
三 原	3	185	188	2	159	161	-27	1	39	40		26	26	-14	-35.0	16.1
尾 道	3	209	212	1	202	203	-9		23	23		30	30	7	30.4	14.8
三 次	1	172	173		191	191	18		25	25		31	31	6	24.0	16.2
広島北	2	344	346	2	326	328	-18		32	32		42	42	10	31.3	12.8
廿日市		287	287		280	280	-7		29	29		15	15	-14	-48.3	5.4
合 計	22	3,031	3,053	14	2,991	3,005	-48	4	325	329	2	352	354	25	7.6	11.8

令和2年・令和3年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和3年1月末)

事故の 型別	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻き込まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	高温・低温 の物との 接 触	有害物 と の 接 触	おぼれ	感電	交通 事故	動作の 反動	その他	合計
令和 2年	4	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	11
令和 3年	7	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	13

() 内は、死亡で内数

令和2年・令和3年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (令和3年1月末)

署別	全 産 業							建 設 業								
	令和2年			令和3年			増減数	令和2年			令和3年			対前年 増減数	対前年 増減率 (%)	建設業 ／全産 業(%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	1	31	32		25	25	-7		2	2		2	2			8.0
呉	1	6	7		13	13	6		1	1		1	1			7.7
福 山		17	17		22	22	5		3	3		5	5	2	66.7	22.7
三 原		7	7		7	7									—	—
尾 道		8	8		13	13	5		1	1		3	3	2	200.0	23.1
三 次		7	7		9	9	2		3	3		2	2	-1	—	22.2
広島北	1	7	8		11	11	3									—
廿日市		15	15		14	14	-1		1	1				-1	-100.0	—
合 計	3	98	101		114	114	13		11	11		13	13	2	18.2	11.4

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する行政からの取組要請があった場合は、中止、または延期する場合があります、ご協力をお願いします。

令和2年度講習計画

(令和3年3月末までの計画)

特別教育日程

フルハーネス型安全帯使用作業	実施場所	受付分会
3月12日	三原市	三原

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者のための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

令和3年度講習計画

(令和3年4月～6月末までの計画)

作業主任者技能講習日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	酸素欠乏・硫化水素危険	実施場所	受付分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	受付分会
4月12～13日	広島市	支部	5月14・15・17日	広島市	支部	4月13～15日	三次市	三次
5月10～11日	福山市	福山				5月25～27日	呉市	呉
			型枠支保工の組立て等	実施場所	受付分会	6月22～24日	広島市	支部
建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	受付分会	6月15～16日	福山市	福山			
6月3～4日	広島市	支部						

特別教育日程

足場の組立て等	実施場所	受付分会	フルハーネス型安全帯使用作業	実施場所	受付分会	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会
4月21日	広島市	支部	4月8日	広島市	支部	4月20日	広島市	広島
5月18日	福山市	福山	23日	福山市	福山			
28日	呉市	呉	5月19日	呉市	呉	高所作業車運転業務	実施場所	受付分会
6月1日	広島市	支部	24日	広島市	支部	4月28日	福山市	福山
4日	尾道市	尾道	6月8日	三次市	三次			
29日	三原市	三原	16日	三原市	三原	巻上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会
石綿取扱い作業従事者	実施場所	受付分会	25日	尾道市	尾道	4月23日	広島市	広島
6月29日	福山市	福山				5月14日	福山市	福山
			自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会	6月24日	呉市	呉
ロープ高所作業(学科のみ)	実施場所	受付分会	4月22日	福山市	福山			
4月7日	広島市	支部	6月29日	広島市	広島			

特別教育に準じた教育日程

振動工具取扱作業従事者	実施場所	受付分会	刈払機取扱い作業	実施場所	受付分会
5月26日	福山市	福山	6月24日	福山市	福山

統括・職長等各種教育日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	熱中症予防指導員・管理者	実施場所	受付分会	現場管理者統括管理	実施場所	受付分会
5月18～19日	尾道市	尾道	5月12日	広島市	支部	6月8日	福山市	福山
27～28日	広島市	広島	20日	福山市	福山			
6月2～3日	福山市	福山	6月18日	広島市	支部	足場能力向上教育 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会
16～17日	呉市	呉				6月30日	広島市	支部
29～30日	三次市	三次	斜面点検者教育	実施場所	受付分会			
			5月7日	広島市	支部			

* 詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部(082)228-8250

広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252 福山分会(084)924-4320 尾道分会(0848)22-8918 廿日市分会(0829)31-0196
呉分会(0823)22-6886 三原分会(0848)63-9920 三次分会(0824)62-4391

ホームページアドレス

建災防広島県支部
建災防広島県支部広島分会
建災防広島県支部福山分会
建災防広島県支部三次分会

<https://www.jcosha-hiroshima.jp/>
<https://www.jcosha-hiroshima.jp/hirosimabunkai/>
<https://jcosha-fukubun.org/>
<https://ww7.enjoy.ne.jp/~kkm62/>